道路上に放置自転車等があるので撤去してほしいのですが

市では、条例に基づき、市道上に放置されている放置自転車等の撤去を実施しています。 「放置自転車等とは、自転車と原動機付き自転車(50cc以下)の事です。」

通報時に、お尋ねしている事項は、以下の通りです。

- ●放置自転車等の防犯登録番号又はナンバープレートの番号、車体番号、車体の色
- ●放置されている場所
- ●放置自転車等が市道上にある事で直ちに交通への危険がある状態か?
- ●通報者の氏名、連絡先

市では、通報内容を確認の上、盗品照会を警察に実施した後、市道上にある放置自転車等に、注意書を貼付し、原則として7日以上放置されていることが確認された時点で、撤去をしております。

通報内容から判断して、市道以外の、県道、国道に該当する場合は、各道路管理者に情報 提供を実施しております。

> 市道上の放置自転車等に関するお問い合わせ先 道路管理課 交通安全係

> > TEL 059-354-8154 FAX 059-354-8302